

熊生環第174号
令和4年3月14日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布に伴う関係通達の整理について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の公布に伴い関係通達を下記のとおり一部改正し、令和4年3月15日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 「銃砲、刀剣類発見又は拾得届に対する取扱いについて（通達）」の一部改正
「銃砲、刀剣類発見又は拾得届に対する取扱いについて（通達）」（昭和51年7月27日付け熊保第1076号）の一部を別紙1のとおり改正する。
- 2 「銃砲刀剣類の保管及び廃棄処分について（通達）」の一部改正
「銃砲刀剣類の保管及び廃棄処分について（通達）」（平成13年1月11日付け熊生保第64号）の一部を別紙2のとおり改正する。

※ 別紙（略）